

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
「税理士法改正について考える」
- 4～6面 第55回定期大会議案
第1号議案、第2号議案

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

【URL】 <https://t-zeisei.jp>



編集発行人 嶋崎 雄幸
広報委員長

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。

令和4年度税制改正 重要要望事項

I 消費税率を単一税率とし、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する

軽減税率制度については、①適用対象品目を限定することが困難であること、②事業者の事務負担が増加すること、③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶことなどの理由から、軽減税率制度を廃止し、税率は単一税率とし、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

令和5年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式については、①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること、②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であることなどの理由から導入に反対する。

軽減税率が適用されていても、現行の区分記載請求書等保存方式で区分経理への対応は可能である。

II 役員給与税制を抜本的に見直すこと

会社法は役員の職務執行の対価として受ける利益を報酬等である旨規定し、企業会計上も費用処理をすることとされている。これに対して、役員給与税制は、損金の額にされる役員給与を「定期同額給与」、「事前確定届出給与」と「業績連動給与」に限定し、いずれかの給与に該当しなければ損金不算入とする、いわば原則損金不算入規定になっている。役員給与の本質は、職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金の額に算入されなければならない。したがって、役員給与税制は、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、課税要件を明確にすべきである。

III 災害により生じた損失については、新たに「災害損失控除」を創設すること

近年多発する地震・台風等の自然災害の被害については、損失額が多額になること、激甚災害の場合は被災地域の経済基礎回復までに相当の期間を要すること、などから災害に関しては現行の雑損控除での救済では不十分である。そこで、損失額を最大限控除できるようにするため、雑損控除から災害による損失を切り離して災害損失控除を創設するとともに、所得控除する際には、災害損失控除以外の他の所得控除を順次適用し、最後に災害損失控除を適用すること。また、控除しきれない場合の繰越控除期間は10年間とし、事業用資産や業務用建物に係る災害損失についても、災害損失控除の対象とすること。

個別要望事項(主要項目)

一 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、設立登記法人以外の法人に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏れいリスクの回避と利便性の向上のためには個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で、法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

二 所得税の確定申告期限(3月15日)について、申請延長を認めること

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、諸外国に比べ申告期限が短く、さらに、消費税の軽減税率や、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入により、納税者の事務負担が著しく増加することが予想される。したがって、申告期限を納税者の申請により諸外国並みに延長する特例を創設すべきである。この改正による行政手続の遅延や財政的な影響を最小限にし、本特例を適用しない場合との公平性を担保するため、適用にあたっては、電子申告等を条件とすべきである。

第55回定期大会のご案内

と き 令和3年9月24日(金) 午後3時開会
と ころ 京王プラザホテル
5階コンコードボールルーム
新宿区西新宿2-2-1 電話03(3344)0111

議案	第1号議案	令和2年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
	第2号議案	令和2年度収支報告承認の件
	第3号議案	令和3年度運動方針決定の件
	第4号議案	令和3年度組織活動方針決定の件
	第5号議案	令和3年度収支予算決定の件
	第6号議案	役員任期満了に伴う改選の件
	第7号議案	大会決議決定の件

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の予防のため、例年実施しております「研修会」及び「懇親会」につきましては、中止とさせていただきます。皆様におかれましては、時局ご理解の上、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

5月21日実施の幹事会構成員の書面決定により「令和4年度税制改正に関する要請書(概要)」がまた、「第一回幹事会」において「同一」として「詳細版」がそれぞれ決定した。昨年は、新型コロナウイルス禍により、7月16日開催の令和3年度「第一回幹事会」において「同一」として「詳細版」がそれぞれ決定した。

消費税率単一化とインボイス方式導入反対を訴え

令和4年度税制改正要望を決定

気が早いですが、令和3年日本を一番明るくしたのは？の問いに、真っ先に思い浮かぶのはメジャーリーグエンゼルスの大谷翔平選手という人が多くはないだろうか？あのすば抜けた飛距離・打球速度・打球速度・そして何よりとても楽しんで野球をしていく...元高校球児の私も朝の二ユーに胸を躍らされた▼そんな大谷選手をはじめスゴい選手はスランプに陥った時どうするのかという「基本に立ち戻る」選手が多いという▼「昨今の日本はコロナ禍で逆境に陥っている中小事業者も多いため、売上減少により2年後には免税事業者になってしまう事業者も少なくないだろう。だが、免税事業者が取引から排除されるおそれがある適格請求書等保存方式(インボイス方式)が令和5年10月1日から導入される▼令和3年10月1日から登録申請書の受付が開始される。税の三原則は「公平・中立・簡素」である。インボイス導入が果たして「公平・中立・簡素」なのか基本に立ち戻って議論し直すべきではないだろうか▼衆議院選挙が間近に迫っている。今こそ、中小事業者をはじめサイレントマジョリティーの声を傾ける政治家の出現に期待したい。そして未来ある若者のために「政治でも明るい日本を」

本連盟は、7月16日に開催した幹事会において、第55回定期大会の議案を決定した。

今回は、例年どおり組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった議案に加え、役員任期満了に伴う改選が付議される。また、令和3年度の収支予算については、各単位税政連の会員数が昨年より減少しており、このことによる収入の減少が本連盟の予算に与える影響は大きい。執行部としては引き続き会員増強を単位税政連に呼びかけていく意向である。

さらに、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している「研修会」及び「懇親会」を中止することも合わせて決定した。こうした

第55回定期大会議案を決定 コロナ禍により研修会と懇親会は中止

し、本連盟の要望内容を広く周知した。

税制改正に向けて始動

本連盟は、これまで9月上旬に実施していた東京都選出の国会議員に対する一斉陳情を一ヶ月早く、8月2日(3日、4日)の3日間で実施した。これは、各都庁から財務省主税局に提出される

本連盟は、7月16日に開催した幹事会において、第55回定期大会の議案を決定した。

今回は、例年どおり組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった議案に加え、役員任期満了に伴う改選が付議される。また、令和3年度の収支予算については、各単位税政連の会員数が昨年より減少しており、このことによる収入の減少が本連盟の予算に与える影響は大きい。執行部としては引き続き会員増強を単位税政連に呼びかけていく意向である。

さらに、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している「研修会」及び「懇親会」を中止することも合わせて決定した。こうした

状況を含め、感染防止のため外出を控えている会員や当日体調がすぐれない会員については、参加を控えるように案内することとしている。

なお、8月18日に総務会、単位税政連会長・幹事長会議を開催し、定期大会に付議する議案に関する審議を行った。承された。

季の節句

今夏の税政連活動

会長あいさつ 名倉 明彦



「復興五輪」も「人類がコロナに打ち勝った証し」もかすんでしまいました。が、新型コロナウイルスのパンデミックが収まらない中、オリンピックが開幕し、パラリンピックが開催されています。

去る7月4日、都議会議員選挙が行われました。本

連盟では64名の候補者を推薦し、そのうち47名の候補者が当選しました。自民党が第一党を奪取、公明党は全員当選したものの、自分で過半数に届かず、政権批判票は都民ファーストの会に流れたと思われ、都民ファーストの会も14議席減で、勝者無き都議選といわれる結果となりました。今後の都政運営を注視しなければなりません。

固定資産税等軽減措置に関する要望や都の協力金の事前確認の専門家活用等、都政に関する要望もその重

要性が高まっています。9月上旬、都議会各会派のヒアリングに出席して、幹事会で承認された「都政に関する要望」に基づき陳情してまいります。

東京税理士会と連名による「令和4年度税制改正に関する要望書(概要)」がまとまりました。「消費税を単一税率とし、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する」「役員給与税制を抜本的に見直すこと」「災害による損失については、新たに『災害損失控除』を創設すること」の3項目が重要要望事項となっています。

各都庁における概要要求の締め切りが8月末となり、自民党の部会での要望項目に入らないと、大綱には記載されないことから、今年は一か月前倒しして、コロナ禍の中、人数を制限して8月2日、3日、4日と3日間、重要要望事項を中心に、特にインボイスの導入反対について陳情を行います。年末の税制改正大綱で要望が実現するよう活動していきます。

衆議院選挙の日程については予断を許しません。本連盟ですべてに30名の候補者の推薦を決定しており、本連盟の要望実現のため、尽力頂ける候補者を選びたいと思っております。

本連盟は8月2日、3日、4日に一斉陳情を実施。インボイス方式の導入反対、役員給与税制の見直しなどを強く訴えました。



萩生田光一文科大臣

一斉陳情を実施

論説

税理士法第49条の11に規定される建議に資するため東京税理士会では「令和4年度税制及び税務行政に関する意見書」を3月の理事会で機関決定し、東税政ではこの決定を受け、令和4年度税制改正に関する要望書(概要)を作成した。

令和4年度税制改正要望と一斉陳情

この要望書は「消費税を単一税率とし、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する」「役員給与税制を抜本的に見直すこと」「災害により生じた損失については、新たに『災害損失控除』を創設すること」の3項目を重要要望項目とし、「法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること」「所得税の確定申告期限(3月15日)について、申請延長を認めること」等の7項目を個別要望項目とする。

現況下ではインボイス方式の凍結、廃止に向けた運動が必要であろう。さらには今年7月に発生した熱海の土石流など、近年多発する地震・台風・集中豪雨による自然災害により住宅等に大きな被害を受けた被災者が数多く出た。生活再建のため、この時期に行ったものである。令和3年度税制改正大綱において中小事業者等の法人税軽減税率特例の適用期限の2年延長、電子帳簿保存制度の見直し、個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続きの簡素化等の我々の要望項目の一部が実現したことが、陳情の成果を上げるためにも国会議員と直接面談し要望項目の内容、根拠を十分に理解していただくよう丁寧に説明することが国会議員による力強い積極的な発言につながることを期待している。

また、本年10月1日より適格請求書発行事業者の登録が始まる。免税事業者が取引から排除されるおそれがあることや仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であることから、コロナ禍の

めに税制面からも支援が必要である。そこで災害損失を控除から切り離して災害損失控除を創設して繰越控除期間は10年間とし、事業用資産や業務用建物に係る災害損失についても災害損失控除の適用を認めるべきである。



鴨下一郎議員



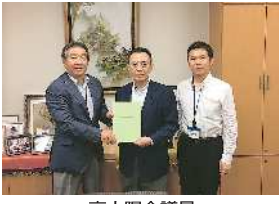
平将明議員



石原伸晃議員



平沢勝栄復興大臣



高木陽介議員



末松義規議員



海江田万里議員



山田美樹議員

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険加入のおすすめ

資料請求先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ
ぜいばいほけん www.zeirishi-hoken.co.jp



依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

税理士法改正について考える

1. はじめに

東京都では令和3年7月8日に、令和3年4月25日に適用された「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」が8月27日まで延長されることが発表された。毎年8月といえば税理士試験の季節であり、今年も第71回税理士試験は8月17日・19日に予定されているが、受験者は感染予防・健康管理に十分注意しながらの受験を余儀なくされる。この数年は税理士試験の受験者が減少傾向であり、さらに減少してしまっているのではないかと心配である。

令和2年12月には、令和3年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)に「税理士制度について(ウイズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえて、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。」と記載された。

その後右記検討事項は、日税連により「税理士法に関する改正要望書」としてまとめられ、機関決定された。改正要望項目は大きく4項目である。

Ⅰ ICT化とウィズコロナ時代への対応
Ⅱ 多様な人材の確保
Ⅲ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備
Ⅳ その他(法33条の2の書面の名称変更、資産税用の様式設定)

今回の改正要望項目のⅡ「多様な人材の確保」については、受験資格の慎重な検討が必要と思われる。受験資格については税理士法第5条に規定されており、平成13年と平成26年に改正がされている。平成13年改正は、よりの多くの者に受験

の門戸を開くため、職歴については一律に3年とし、学編についてはいわゆる大学編入に認められている専門学校の修了者で法律学、経済学を修めた者が追加された。さらに平成26年改正では、幅広い層から人材を確保する等の観点から、職歴による受験資格者について、その事務又は従事した期間を3年以上から2年以上に短縮された。また、2以上の事務又は業務に従事した場合のその通算した期間についても同様に3年以上から2年以上となった。

「当面の問題」シリーズ 137

2. 改正要望書
日税連は、平成31年4月に「次期税理士法改正に関する答申」を公表し、税理士会会員から意見募集を行った。その後、国税庁や財務省主税局と税理士法改正に関する意見交換等進めている。

今回の改正要望項目のⅡ「多様な人材の確保」については、受験資格の慎重な検討が必要と思われる。受験資格については税理士法第5条に規定されており、平成13年と平成26年に改正がされている。平成13年改正は、よりの多くの者に受験

今回の改正要望項目のⅡ「多様な人材の確保」については、受験資格の慎重な検討が必要と思われる。受験資格については税理士法第5条に規定されており、平成13年と平成26年に改正がされている。平成13年改正は、よりの多くの者に受験

今回の改正要望項目のⅡ「多様な人材の確保」については、受験資格の慎重な検討が必要と思われる。受験資格については税理士法第5条に規定されており、平成13年と平成26年に改正がされている。平成13年改正は、よりの多くの者に受験

今回の改正要望項目のⅡ「多様な人材の確保」については、受験資格の慎重な検討が必要と思われる。受験資格については税理士法第5条に規定されており、平成13年と平成26年に改正がされている。平成13年改正は、よりの多くの者に受験

	受験申込者数	受験者数	合格者数
平成23年度	59,975	49,510	1,094
平成24年度	58,453	48,123	1,104
平成25年度	55,332	45,337	905
平成26年度	49,876	41,031	910
平成27年度	47,145	38,175	835
平成28年度	44,044	35,589	756
平成29年度	41,242	32,974	795
平成30年度	38,525	30,850	672
令和元年度	36,701	29,779	749
令和2年度	35,135	26,673	648

国税庁 税理士試験結果より

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

「当面の問題」シリーズ 137

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 6%OFF
- 8品目以上導入 8%OFF
- 10品目以上導入 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。
「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすさ」に高い評価をいただいています。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenokoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第55回定期大会議案(抜粋)

1号案 令和2年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

令和2年度運動経過並びに組織活動報告

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

一 運動経過の概況

本連盟は、令和2年9月17日開催の第54回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に対し積極的取り組み、税理士および納税者、中小企業の視点に立つて以下の運動を展開してまいりました。

重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を旨として、運動を行う。

重点運動2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1. 令和3年度税制改正に関する要望等について
(1)本連盟は、例年、税制改正に関する要望として「概要」と「詳細版」を作成しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が発出されたことにより、東京税理士会の「令和3年度税務行政及び税制改正に関する意見書」の理事議論が遅れ、政策委員会による検討が不可能となった。この状況に鑑み、本連盟では令和3年4月2日より常任幹事会において「税制改正に関する要望」の作成は見送るものとし、日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

本連盟は、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」及び「日税連作成の「令和3年度税制改正に関する建議書の概要等」を使用し、運動することを決定した。

に伴う税制改正に関する建議書の概要」 「適格請求書(インボイス)の導入に反対」 「災害損失控除の創設を要望」 さらには本連盟作成の「所得税確定申告期限(3月15日)の1ヶ月延長を要望」に基づき、幹事会構成員等が単位税政連(税理士後援会)等単位税政連(税理士会)に対し懇談会形式により一言国会陳情を9月2日・3日・4日に実施した。

(2)令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正大綱」において、本連盟の要望項目に、次の事項が一部実現した。

①中小企業等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長 中小企業等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率19% (本則税率)が改正前の「2021年(令和3)年3月31日までに開始する事業年度から1年間延長され、2023年(令和5)年3月31日までに開始する事業年度」までとなる。

②電子帳簿等保存制度の見直し 事前承認制度を廃止するほか、現行の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い電子帳簿については、信頼性確保の観点から優良な電子帳簿としてその普及を促進するための措置を講ずるとともに、その他の電子的な帳簿についても、正規の帳簿の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのままで保存することを当面可能とする。

③個人住民税における上場株式会社等の配当所得に係る申告手続きの簡素化 個人住民税において、特定

配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完了できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加した。

(3)令和2年11月4日、東京税理士会と共催で「令和3年度税制改正の動向に関する勉強会」を開催した。これは、平成28年9月に片山さつき参議院議員からの「関係官庁ヒアリング」の実施の提案に基づき企画であり、昨年度に引き続き開催するものである。

当日は、片山さつき参議院議員、瀬上富雄東京税理士会副会長の挨拶に続き、財務省(国税庁、総務省、内閣府、経済産業省及び中小企業庁)から令和3年度税制改正に関する詳細な説明があり、これに対し参加者から多くの質問があった。

(4)令和2年10月1日に開催された自由民主党東京都支部連合会主催の「令和3年度国政予算、税制改正等要望聴取会」に関係役員が出席し、要望書について直接要望を行った。

(5)令和2年11月9日、東京税理士会と共催で「税制改正に関するフォーラム2020」を衆議院第一議員会館にて開催した。

村新会長の挨拶に続き、自由民主党東京都支部連合会会長の鴨下一郎衆議院議員から税制改正の動向を踏まえた挨拶があった。今回は、2部構成の内容となっており、2部構成の本連盟の菅原裕元政策委員長による「令和3年度税制改正に関する要望」の説明があり、続く第2部では、「令和3年度税制改正の動向について」をテーマとするパネルディスカッションを行った。

(6)令和2年10月23日、「公明党」の懇談会を開催した。今回のテーマは「令和3年度税制改正に関する要望」として、「令和3年度税制改正に関する建議書の概要」から重要要望項目として、①適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する、②災害損失控除を創設する、③欠損金の繰り戻し選択制度を拡充すること等を中心に要望した。

なお、例年秋頃実施している「自民党との明合懇談会」については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、自民党連との検討の結果、開催を見送ることとした。

また、例年1月に開催している「立憲民主党との懇談会」については、緊急事態宣言発出中という状況に鑑み、懇談会に代えて同党の海江田万里衆議院議員(東京都区)と末松義規衆議院議員(東京都19区)に対し、①適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対、②確定申告期限の延長などを要望する陳情を行った。両議員は衆議院財務金融委員会において関連質問を行い、その結果、昨年度に引き続き、感染症対策のため確定申告期限の1ヶ月の延長措置が公表された。

(7)東京税理士会と共催で「令和2年度 合同セミナー」を開催していたが、緊急事態宣言発出中という状況に鑑み開催を中止した。当日は、第一部として、矢ノ目忠・東京会調査研究部長による税制改正大綱報告、続く第二部として、「令和3年度税制改正に関する要望」の説明があり、続く第2部では、「令和3年度税制改正の動向について」をテーマとするパネルディスカッションを行った。

(8)以上のような活動の結果、令和3年度税制改正においては、下記の改正項目について本連盟の要望の一部を実現することができた。

本連盟の要望が実現した税制改正項目
①中小企業等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長
②電子帳簿等保存制度の見直し
③個人住民税における上場株式会社等の配当所得に係る申告手続きの簡素化
④令和4年度税制改正等への対応について

(1)本連盟の「令和4年度税制改正に関する要望(概要)」を幹事会構成員により書面決定(令和3年5月)した。

また、同年7月16日開催の第一回幹事会において、要望書「令和4年度税制改正に関する要望」の内容について決定した。

なお、税理士法に規定されている建議書に基づき、東京税理士会の「令和4年度税制及び税務行政に関する意見書」の実現のため、要望書概要については東京税理士会と本連盟の両名併記とし、要望が強力に推し進められるよう図った。

(2)また、今回の要望書「概要」については、東京税理士会の全会員に対し本連盟の活動及び重要な税制改正要望項目を周知するため、東京税理士会会報(N.0.774)に同封して送付した。

3. 都政に関する要望について
(1)都議会派への要望に
①(1)都議会派への要望に
②(2)都議会派への要望に
③(3)都議会派への要望に
④(4)都議会派への要望に
⑤(5)都議会派への要望に
⑥(6)都議会派への要望に
⑦(7)都議会派への要望に
⑧(8)都議会派への要望に
⑨(9)都議会派への要望に
⑩(10)都議会派への要望に

いて、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請することにより徴収猶予の制度を利用できることが公表された。

(2)平成29年5月23日付で本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費取りが削減した場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で480人の増員する旨の依頼を平成した。

平成28年度は微増とはいえ9期連続の会員数減が止まったが、令和元年度は前年度比で減少となり、令和2年度末の会員数は8651人となっている(前年比6人増)。

なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は単位税政連に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。

2. 単位税政連規約の形態及び連盟規約改正の検討
単位税政連の規約改正については、平成30年6月1日付で各単位税政連に対し規約改正に向けた審議に入るよう依頼している。

しかしながら、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大防止により、単位税政連の総会が縮小開催され、総会議案については必要最低限の審議のみとするを依頼したため、規約改正を審議した単位税政連は3にとまり、令和2年度末までに規約改正を行っている単位税政連は16となっている。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和3年3月末までの開業税理士数を比較すると1297人の減となっている。一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和3年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は71.03%である。

公認会計士の資格での登録者数は全国で1万4466人であり、平成14年3月末より4

783人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は、令和3年3月末現在、32.2%となっている。

(2)平成29年5月23日付で本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費取りが削減した場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で480人の増員する旨の依頼を平成した。

平成28年度は微増とはいえ9期連続の会員数減が止まったが、令和元年度は前年度比で減少となり、令和2年度末の会員数は8651人となっている(前年比6人増)。

なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は単位税政連に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。

第2号議案 令和2年度収支決算報告承認の件

令和2年度収支決算報告書
令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

(収入の部)

(単位:円)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, etc.

(支出の部)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 経常経費, 予備費, etc.

よりの意見交換を行った。(2)東京税理士会の「税理士証票交付式」については、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策として従来の会場集型で行わずに...

単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。(5)「税理士のためのポケットブック2021」を刊行し、東京税理士会の全会員を対象に単位税政連に配布したほか、...

ある「税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う」の一環として、例年以上の懇談会を開催し、単位税政連への加入促進等について意見交換を行っていたが、本年度は新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言の発出により開催を中止した。

盟の活動報告を目的とした、幹事長作成による「東税政二ユース」(5回)を各単位税政連宛に送信し周知に努めた。重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行った。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

1. 選挙への対応について(1)都議会議員選挙が令和3年6月25日告示、7月4日投票で施行された本連盟では、単位税政連からの推薦依頼があった候補者に対し、推薦審査会(令和3年5月20日)及び...

2年10月より活動を休止して、活動休止後援会(「後援会名称」税理士による初別明後援会)の施行に際し、本連盟では、単位税政連からの推薦依頼があった候補者に対し、推薦審査会(令和3年5月20日)及び同審査会構成員による書面決定により30人の推薦候補者を決定した。...

重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。(1)国税通則法の目的規定の改正については、国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定することについて継続して要望した。

この国税審判官(特定任期付職員)の採用については、国税不服審判所は平成28年4月1日より改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官の登用に関して、税理士等の民間専門家からの職員採用を公表している。(2)後援会の設立総会、定期総会、イベント等に本連盟の役員が出席した。

Advertisement for Zeirishikyosai (Japan Tax Practitioners' Association). Headline: 'まもなく締切です。(次回募集は来年1月)'. Features: '個人年金', '旧個人年金保険料控除が適用', '月掛1万円から最高50万円まで', '別途増金制度あり', '最長85才まで積立可'. Includes contact info: TEL 03-5740-0321, http://www.zeirishikyosai.com.

5面からつづく

会(平成22年3月11日)〜平成24年12月26日)および規制改革会議(平成25年1月23日〜平成28年7月31日)において、業務独占及び強制入会制についての具体的な議論はなされていないが、本連盟は今後引き続き、税理士制度の根幹に関する事項となる「資格者法人制度の見直し」、「業務独占資格」、「税理士と公認会計士の業務の相互参入」等について、政府機関等の検討の動向を注視してまいります。

(2)TPPでは参加11カ国間における協定が平成30年12月30日に発行されたが、その他にもFTA(日米2カ国での自由貿易協定)やEPA(日本とEUとの経済連携協定)交渉の動向において、サード部門における資格業者の相互乗り入れに関し、引き続き注視してまいります。

重点運動8. 司法制度に対する国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

(1)平成16年に法整備された司法制度改革では、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)の設置、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の事項や、公認会計士試験制度改正(平成18年から実施)に伴い金融庁の方針による公認会計士増加策が加わるなど、税理士制度や業務への影響が考えられる事項の現状を注視してまいります。

一方、公認会計士試験については、「合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していること

とに鑑み、平成23年以降、当面の合格者数は1,500人程度から2,000人程度を目標として運用されることを望ましているものと考える。平成23年1月21日、第10回公認会計士制度に関する懇談会との金融庁の方針に基づき、合格者数は減少している。また、令和2年の公認会計士試験における論文式試験合格者数は3,000人、対前年比2.7人減であった。

また、司法試験については、受験回数を経年とする司法試験法の改正が行われ(平成26年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は今後の司法試験合格者数を1,500人程度とする方針を打ち出している。なお、令和2年の司法試験合格者数は1,450人であった。

今後については、面試験の合格者数や受験者数の減少、法科大学院の淘汰、会計大学院の募集停止・定員削減などの動向を注視し、司法制度改革と税理士制度に与える影響を引き続き注視してまいります。

(2)平成26年の税理士法改正において、「税理士法第3条(税理士の資格)第1項第3号・4号及び第2項の廃止」を要望していたことから、弁護士及び公認会計士におけるそれぞれ税理士登録者数の人数については、引き続き注視してまいります。

重点運動9. 災害関連税制については、被災者に対する支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

基本法に「明文化されたことを受け、引き続き災害関連税制については注視してまいります。なお、日連連の「令和3年度税制改正に関する建議書(令和2年6月)」では、「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害の救済措置を設けることが要望されており、本連盟も同様の内容を陳情等で広く要望した。

重点運動10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえ、登録政治家監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審判員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

(1)東京都内における登録政治家監査人への登録者は、令和3年5月21日現在で1563人となっている。なお上記の登録者うち、東京税理士会に所属している税理士は988人である。

重点運動11. 現行の外部監査に関しては、条例を制定している自治体が少ない。さらに、①都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、都政の要請書において、都政全般にわたる要請として「税理士としての積極的な参画」との要請を引き続き行う。

平成29年度税制改正において、災害(特に特別立派措置)してきた規定を税法に規定する(1)が「災害」に関する

(ADR)において、業務内容が税務の分野に及ばないもの(2)を引き続き注視してまいります。

重点運動12. 国及び地方公共団体の公営企業改革(株式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

重点運動13. 国民に信頼される民主的な税制制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。

重点運動14. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

1. 広報活動について (1)本連盟機関紙「東京税政連」を第220号から第222

3号まで発行し、税制改正および組織・財政問題など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

重点運動15. コロナ禍における税制措置、経済政策に迅速に対応し、中小企業者への支援を行う。特に、所得税の確定申告期限の延長」について引き続き強力な運動を行う。

(1)日連連・日税政作成の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書の概要」を令和2年9月実施の一斉陳情等で用い、納税の減免・免除及び期限の延長などについて要望した。

重点運動16. 本連盟の各種要請書、説明資料や各号の機関紙、活動報告などを掲載して、本連盟の広報活動を推進した。

2. 中小企業関係団体との連携について

本連盟は、各界の関係団体との幅広い連携を重点施策の一つとしているが、その活動の一環として、東京税理士会の共催で、令和3年3月26日に「第28回中小企業関係団体との懇談会を開催し、」

「開催日」令和3年3月26日(午後2時〜4時)「場所」東京税理士会館2階会議室

「アワード」第一部 令和3年度税制改正要望について第2部 税制改正に関する要望・意の作成とその実現に向けた活動について「コロナ禍の中小企業対策、インボイス制度の周知、進捗状況について」

「出席団体」日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都中小企業団体中央会

「アワード」第一部 令和3年度税制改正要望について第2部 税制改正に関する要望・意の作成とその実現に向けた活動について「コロナ禍の中小企業対策、インボイス制度の周知、進捗状況について」

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします
本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。
税政連へのご協力をお願いします。
Support 2021 1口 5,000円
税政連 サポート募金ご協力をお願いします。
「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方のお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)
※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

日税グループ (税理士界一筋おかげさて49年)
株式会社 日税ビジネスサービス TEL.0120-155-551
株式会社 日税不動産情報センター TEL.03-3346-2220
株式会社 共栄会保険代行 TEL.0120-922-752
株式会社 日税サービス TEL.0120-312-112
株式会社 日税経営情報センター TEL.03-3345-0600
「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



冬が間近に迫っているのに、まだ暖かい秋朝の奈良公園。ひとりでぶらぶら散歩していたら、かわいらしい子鹿がツツと走り寄ってきて、私の目の前で立ち止まり、じっと顔を見つめてきました。鹿にもわかるのか、私の優しさが、きっと全身からにじみ出ているだろうな(実際は、お腹が空いていて、エサを早く収束して、再開できない日か来てほしい。また、会いに行きたいな。)

写真は、昨年10月、G

OTOトラベルキャンペーンを利用し奈良を旅行したときに「ちよっと待ってね」と声を掛けながら、パシャリと撮ったものです。日中は観光客や修学旅行生で賑わっていました。このときは朝というので、鹿たちは芝生の上で寝そべったりしてぐっすりしていました。

杉田 浩二 (品川)

私のスナック

奈良公園の子鹿たち

税理士後援会の活動



R3.4.21松本文明後援会総会

都議会議員選挙における推薦候補者報告

去る7月4日に東京都議会議員選挙が実施され、本連盟は64名の候補者を推薦し、このうち47名が当選しました。

当選した推薦候補者の各会派別の内訳は以下のとおりです。

自民：25名 公明：8名 都民ファーストの会：12名 立憲：2名

梅雨が明けて初夏、私は汗まみれで車取りをしている。GWに取ったのに、意外なほど伸びている。意外といえば、総務省の「家計調査」によれば2020年の消費支出(2人以上の世帯)がマイナス5.3%だったのに対して日本の税収が過去最高額になった。消費税が税収全体の3分の1を超えて、導入から32年を法人・所得税収を抜きトッ

増収が法人税収を伸ばした。海外に目を向けるとコロナ禍の中、税法系を見直す動きが出ている。英国では、

ブになった。また、新型コロナの影響で外食・旅行業は大幅な業績悪化の反面、「巣こもり需要」の高まりで通信・ゲーム機器産業の増収が法人税収を伸ばした。海外に目を向けるとコロナ禍の中、税法系を見直す動きが出ている。英国では、

ほのぼの喫茶室 [ほろほろあつ!]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



東税政ホームページにアクセスしてください!

ホームページには本連盟の情報が満載です。是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



編集点描

東京都に4回目の緊急事態宣言が発令されました。政府は国民への不要不急の様々な地域で発生している外出や飲酒を伴う大人数での会食の自粛を求めています。ワクチンの接種もなかなか進まない中、我々の顧るべきことが増えてきています。体力が弱ってきている感、またその度に人々が巻き込まれる被害が毎年多発し、財産を失うこと等も少なくありません。無観客開催されとも増加している。カーポート先行もますます不透明に既に進みだしているが、企業・個人が被災した時の補償等はまだまだ物足りない。経済が上向いていくことを現状において、被災時の救済措置としての「災害損失控除」の創設が急務である。 (渋谷・市川) (中野・水田)

1万名称の税理士集団

TKC全国会

金融機関と
いい関係に
なってきた。

金融機関への決算書等の提供は、紙から電子へ。中小企業の成長を支援する「TKCモニタリング情報サービス」。

全国の金融機関の9割が導入。金融機関との関係強化が図れます。自動的に金融機関へ開示。決算書の信頼性が高まります。毎月訪問して経営をチェック。企業の成長に寄与します。

【TKCモニタリング情報サービスとは】

- 1 決算書等提供サービス
- 2 月次試算表提供サービス

TKC FinTech TKCモニタリング情報サービス

27万円/年

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区横溝町2番1号 松一板MNビル4階 0120-860-316 https://www.tkc.jp/

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

全税共
第36回

2021東京地区における
全国統一キャンペーンにご協力をお願いいたします

期間: 令和3年9月~11月

関与先をご紹介ください!

キャンペーンの成果は
研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、
直営売店での書籍1割引販売等に役立てられています。
趣旨をご理解いただき、キャンペーン期間中に
営業職員の方が訪問された際には、
是非とも温かいご対応をお願いいたします。

全税共第36回 全税共年金先紹介カード(令和3年用)

※このカードは、全税共年金先紹介カード(令和3年用)の発行に必要です。

※このカードは、全税共年金先紹介カード(令和3年用)の発行に必要です。

キャンペーン参加生命保険会社 朝日生命 第一生命 日本生命 シプラルタ生命 メットライフ生命
明治安田生命 住友生命 SOMPOひまわり生命 アクサ生命 富国生命

ご紹介いただける関与先様がいらっしゃいましたら、上掲の「全税共関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします。紹介カードについては本組合事務局にお問い合わせください。

10/15まで
予約前金特価で
受付中

税務手帳・税務日誌・職員執務日誌が

今なら 予約特価で お得に購入 いただけます!

(10/16以降は組員価格)

お買い上げ5,000円以上で送料無料でとなります

優待特典をご利用の際は
組合員証・準会員証を
ご確認ください

2022年版
税務手帳

予約特価 **787円**

10月16日以降は
組員価格854円

税務日誌

予約特価 **1,972円**

組員価格2,204円

職員執務日誌

予約特価 **1,749円**

組員価格1,782円

税務手帳50冊、税務日誌30冊以上から **名入れできます!**(押捺料3,500円)

※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料 ※価格はすべて税込金額です。

<お問い合わせ>
業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東京税理士協同組合直営売店**

新規事業のご案内

在宅SE人材サービス事業

業務委託、人材派遣・紹介なら

ZAIT

▼こんな人材揃っています▼

SEなどITスタッフ

- ・オーダーメイドで業務システムを開発
- ・サイトのリニューアルや運用もお任せ
- ・IT化推進のお手伝い

事務系スタッフ/作業スタッフ
・様々なキャリアのスタッフが
お手伝い

組合員・準会員は**5%OFF**
まずはご相談ください
コーディネーターがお話を伺い、最適なご提案をさせていただきます。

<お問い合わせ> **株式会社コネクティル ZAITサービス**

TEL 03-6264-9563(10:00~18:00)
zait@connectill.co.jp https://zait.jp

住宅のことならお任せください

大和ハウス工業

東税協共栄会

分譲マンション
(マンション事業部門)

分譲住宅
(住宅事業部門)

注文住宅
(住宅事業部門)

工業化住宅・一般住宅
(集合住宅事業部門)

※割引対象外。紹介料のお支払い対象。

組合員及び準会員と
その関係者の方も、
提携割引価格でご提供

<お問い合わせ先> 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

大和ハウス工業株式会社

東京都千代田区飯田橋3-13-1

マンション事業部門	担当: 佐藤	TEL 03-5214-2253
住宅事業部門	担当: 殿畑	TEL 03-5214-2172
集合住宅事業部門	担当: 田村	TEL 03-5214-2250

60th ANNIVERSARY 東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446